

佐倉市水道部発注工事における単品スライド条項の運用の拡充について

平成20年12月3日

佐倉市水道部

佐倉市水道部発注の工事に関して、建設資材の鋼材類及び燃料油が高騰している状況を踏まえ、建設工事請負契約書第27条第5項の単品スライド条項の規定の運用について、平成20年8月8日付けで適用したところです。

その後、鋼材類や燃料油以外の主要な建設資材についても価格が著しく上昇し、請負代金への影響が生じるおそれがあることから、下記により単品スライド条項の運用を拡充することとしました。

記

1. 対象資材 特別な要因により価格の著しい上昇が認められた主要な建設資材
(例：アスファルト合材等)
2. 対象工事 適用日時点で継続中の工事及び今後の新規契約工事で、対象資材の価格上昇に伴う増額部分が、請負代金の1%を超える工事
3. 適用日 平成20年12月3日(水)
4. 運用事項 当該建設資材についての単品スライド条項の運用は、鋼材類、燃料油の運用基準の取扱いに準じて行います。
ただし、工期の末日が適用日以降で平成21年2月28日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2か月未満であっても、工期満了前であって、かつ、平成20年12月26日までの場合は、これを行うことができます。